

Title	経済学における精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性
Sub Title	On the logical validity and the empirical applicability of economic laws
Author	富田, 重夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.5 (1957. 5) ,p.370(28)- 385(43)
JaLC DOI	10.14991/001.19570501-0028
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570501-0028

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

経済学における精密法則の 論理的妥当性と現実適用可能性

富田重夫

一、序 論

最近の経済理論においては、経済的諸問題に関して種々の観点から諸々のいわゆる理論模型なるものが構成されていることは周知のとおりであるが、そこではその拠って立つ諸仮定が厳密且つ明確に規定され、その仮定の上に立つ含意の推理過程とその帰結の証明が、論理的或いは数学的に一義的であり、それらの間に矛盾のないことが取分け強く要求されている。このような思考の厳密性や無矛盾性は、ひとり経済理論に限らず、又その新旧を問わず、およそ我々の認識一般にとって不可欠な要件であることはいうまでもない。我々の認識が正しいものである為には、我々の思考は厳密であり、首尾一貫したものであることを必要とする。併しながらこの認識が我々の経験しうる事象についての認識、すなわちいわゆる経験的対象認識であるならば、或いはこの認識に必要な用具であるとしても、それが元来その認識である経験的事象とのなんらかの關係なしに、

その認識の妥当性を語ることはできない。論理的には正しい、矛盾のない思考過程とその内容も、それ故に直ちにそれが関連する事象についての正しい認識であるとはいい得ないであろう。経済理論の諸法則に対して、経験的検証とか、現実への適用可能性が重要視されるのもその故である。経済法則においても、論理的妥当性のみならず、経験的妥当性、又は現実的適用性が要求されねばならない。然し経済法則が具有せねばならないこれらの諸性質とその関連は、我々が法則の本性をいかなるものと考えるかによって決定される問題である。そこで茲ではいわゆる精密法則といわれるものを取りあげて、先ずその本性を規定し、この法則において論理的妥当性と経験的現実との関連を説明してみようと思う。所でこの説明に当たって、最も本質的な論点はいかなるものであるか。又それらの論議から、現代の経済学的研究に対していかなる方法的反省がなされるか。(一)先ず第一に精密法則が思考される、むしろされざるを得ない論理的根拠として、そこに考えられている「現実」とはいかなるも

のか、現実なるものか、考え方いかんということである。経験される現実は一見して多様にして無秩序に見えても、尙その中に貫流する一般的なもの、現実の本質的存在を認め、之を求めようとするものにとつては、この現実は一義的、それ自体に秩序をもつコスモスである。そこでは我々の認識の最も重要な問題は、この現実の齊一性をいかにして見出し、之を映しとるかということである。これに対して与えられた現実を見通し難い多様なもの、それ自体は無秩序なるケイオスと見るものにとつては、我々の認識の問題は、我々自身による現実の思维的整理の問題であり、このケイオスを整理する手段用具の構成が、認識の核心的問題となるのである。(二)更にこの現実について問われるべき論点は、研究の出発点として、又我々の全存在にとつて最も基礎的なものとして、認識対象としての現実を考へるか、或いは我々の生の直接的体験、直覚的行動の現実、いわゆる実存的現実を考へるかの対立である。(三)におけるコスモスとケイオスの対立は認識対象としての現実における対立であり、それは又経験対象と認識対象の同一視対別、分離の対立を意味するものではあるが、いずれにしても、実存的現実を立て、そこから出立するものではない。而してこの対立が認識の起源、本質、その帰結にかなる相違をもたらしてくるかが問われねばならない。(四)ここに主として問題とする精密法則は認識対象としての現実に関してあり、而も直接経験の現実をケイオスと見做す所に考えられるものであるが、この事はこの法則の妥当性にかなる性質と制約を与え

経済学における精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性

るものであるか。又これと関連してこの法則の現実性はいかなるものと考へられるか。この考察に基づいて、(1)法則の普遍妥当性と歴史的特殊性との関連を検討して、両者は論理的に矛盾するものではないこと、(2)更に法則の現実適用の意味と是非に関して、M・ウェーバー的な適用と最近の経済理論において応々考へられているそれとの相違を明らかにすることによって、法則の経験的検証というものが、この精密法則の本質と矛盾なく思考しうるものであるか、或いはこの検証によって、一体いかなるものが示され、この法則に附加されるのであるかを明らかにしてみようと思う。以上(一)―(四)に示された論点の中で、(四)の二つの問題点は現代の経済理論の在り方から考へて、重要な問題を構成すると思うのであるが、これに対する解答の基礎は(一)における考察によって考へらるべく、又正当に理解された精密法則の限界を示すものとして(二)の論議が重要性をもつであろう。

二、精密法則の論理的妥当性

一般に法則なるものが考察される場合、これには相異なる論理的性格をもつ幾多のものが考へられ、又諸々の観点から分類されている。経験法則と精密法則、自然法則と心理法則、自然科学的法則と社会学的法則或いは歴史法則等々。併しややしくも法則と呼ばれる以上、単に具体的な個別的関連ではなくして抽象的な一般的関連を示すものであり、なんらかの意味で普遍的に妥当することを要求さ

れねばならない。所て法則なる用語の歴史的発生の事情がいかなるものであるとも、今日の科学的法則のもつ普遍妥当性というものが、法律や倫理的命題のごとき規範的妥当性を意味するものではないことは現代の常識である。それはどこまでも事実に関する実証的妥当性を意味するものであって、事実がどうであろうとも、規範的に正しい故に強制的にその妥当が要求されるごときものではない。信ずると否と、強制的なると否とにかかわらず、事實は斯々であり、好むと好まざるとにかかわらず、斯々の事実的關係は認めざるを得ないような性質の妥当性を科学的法則は要求する。この点に關しては自然科学上の法則たると社会科学上の法則たるを、或いは經驗法則たると精密法則たると異なる所はない。科学的法則を規定することの実証的普遍妥当性は、周知の、而もきわめて顕著な特質である。

更にこの実証的普遍妥当性は之を別の観点から考へるならば、客観的必然性をもって内容的に規定されるものである。それは或る現象生起に關して、或る一定の諸要素間に常に必ず斯々のことが成立することを規定するものである。この法則の必然性については、右の諸々の法則はその程度において必ずしも同一ではない。きわめて厳密な意味において無例外的なものから、単に蓋然的なもの、或いは超時間・空間的なものから時間・空間的制約をうけるものに至るまで、その必然の程度は種々異なるものである。併しいかなる意味においても必然的ならざるもの、単に偶然的なものは法則たりえないという意味において、必然性は法則を法則たらしめる規定性である。

決定され、攪乱的、派生的原因は皆無乃至ほとんど重大なる作用を及ぼさないものである限りにおいて達しうるものである。その法則は、精密なものであると不精密なものであると、それに対して經驗的妥当性——經驗的現実における妥当性——が要求されているのである。

さて、右のごとき見解は、その直接經驗の現実がケイオスではなくして、それ自体が齊一的な——その程度において相違はあろうとも——コスモスであるという思想に基づいている。直接經驗の現実を見通すことができない混沌と見る限り、かかる現実において法則の妥当性を検証するようなことは論理的に許され得ないことである。かくしてこの經驗的現実の調和観は經驗的現実即ち認識対象なる觀念と結び合ひ、これに基づいて法則の經驗的妥当性の要求を論理的に正当化することになるのである。この意味においてこれらはそれ自体としては一つの統一的立場を示しているといえるのである。

以上のミルの精密法則の考へ方に対して、O・メンガーによって代表される精密法則を考察しよう。彼の精密法則に關して、屢々引用される最も重要な命題は次のごとくである。「只一回だけでも觀察されたことは、厳密に同一の事実的条件の下においては、絶えず繰り返し現象しなければならぬ、或いは本質的には同じことであるが、一定種類の厳密に定型的な現象には、同一の事情の下では常に同じく、しかも我々の思惟法則からして正に必然的に、一定の他の

経済学における精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性

さて右に法則一般に關して述べた所のものを、ここに問題とする精密法則についてより厳密に規定し、それによって精密法則の本性を明らかにしてみよう。(注) 曾てJ・S・ミルが人間性に関する科学を不精密な科学といった時、それは彼が、人間性に基づく諸現象においては、その現象の主要原因に對して攪乱的諸原因が作用すると考えた故である。(注) このことは彼が法則的認識を思考する場合に、それについて考へられるべき諸現象——それらを含む現実——は、認識の対象であると共に、直接經驗される現実であつて、認識対象と經驗対象の厳密な区別がなされていなかったからである。そしてかかる現実について、又それにおいて法則を考へ、その普遍妥当性を理解していたからである。前述の実証的妥当性の実証的ということはこの認識対象即經驗的現実的という意味を有するものである。而してかかる現実において法則を考へる限り、その法則の必然性も現実の傾向といふごとき蓋然性と考へられ、精密性は人間性の諸現象に關しては到達しがたいものと考へざるを得ないのである。S・シェフラーがそのいわゆる体系 *system* を封鎖体系——内生的変数のみを含む体系と開放体系——外生的変数を含む体系に大別し、経済体系は後者に属するものであり、それが予測に當つて考慮されなければならぬ決定的要因と見做す根底には、右のミルの基本的思想に相通するものがある。要するにこれらの立場において、その意味する精密法則は、或る經驗的現実——それがいかなる現実領域であるかは別の問題である——において、その現実が主要原因によつて

種類の厳密に定型的な現象が継起しなければならぬ」と。この命題において示されている重要な論点を考察するならば、(1)精密法則の經驗との關連は「只一回だけでも觀察されたこと」という言葉によつて示される所であるが、その意味は精密法則はとに角一度だけでも經驗的現実において生起することが必要なことであるが、然しその經驗的現実で繰り返して生起するかどうかは精密法則にとつて決定的問題ではないということである。(2)ここで決定的に重要なことは、或る現象生起の条件の同一性であつて、而もこの同一性の存在が經驗的現実において保証される必要のないことである。このことから法則の実証性は、規範的意味に對立すると共に、經驗的現実性と分離され、そのようなものとしての認識対象に關するものとなるのである。従つて精密法則の假定する条件、それ故に又その条件の下に生起する必然的關係そのもの——近代的用語をもつていへば假定と含意——がミルの考へる現実において充たされるか否かということとは、別の観点からは問題とされる——後に述べるように、法則の現実適用可能性——けれども、精密法則の確立それ自体にとつては重要な事柄ではないのである。それは經驗的現実の認識ではなく、仮説的認識であり、又その限りにおいてのみ、法則の普遍妥当性、必然性が考へられるのである。いわゆる假定と含意の構成、仮定的条件とその下に生起する現象の合理的画像の構成こそメンガーの精密法則の構成に外ならないのである。(3)この精密法則の妥当性、必然性の本質と根拠について熟慮すべき問題がある。精密法則

が右のごとく仮説的認識であっても、若しいわゆる「統制された実験」——仮定的条件の事実的、確立と、その下における、抽象された要因の純粹な効果の事実的、確認——が可能であるならば、仮説的認識も単に仮説に止まらず、実験による事実性を有することになる。これに反して、かかる実験が不可能なる場合には——實際問題としては、実験は可能か不可能かは厳に区別されるのではなく、その統制される程度の差異と考えられよう——精密法則はいかなる意味においても、すなわち經驗的現実によっても、又実験的事実によっても、事実的確認を欠き、いわゆる思考実験に甘んじなければならぬ。かかる場合にも或る程度の事実的保証は求められるであろう。併し原理的に考えて、この場合に法則の妥当性、必然性を根拠づける唯一のものは、前述のメンガーの引用文にもある如き「思惟法則」である。精密法則に例外なるものは「批判的悟性には全く考えることができない」ということ、換言すれば、仮定された条件の下においては、我々の思考が矛盾を犯すことなしには、これ以外のことは思考することは不可能であるということ、このことだけが精密法則の妥当性の基礎である。それは思考の論理的妥当性である。それ故にその意味においては、經驗的現実がいかなるものであれ、又それがいかに変化しようとも、それには全く無関係に、それは普遍妥当的でありうるのである。L・ロビンズも又理論の眞理性はその「論理的整合性に基づき、その一般的仮定からの論理的導出の問題である」として、実験や歴史による法則の妥当性の証明を厳しく拒否してい

る。又G・リッツェルも「歴史的考察は精密理論に対しては、全くいかなる意義をも獲得することはできない、何故なれば精密理論は自己完結的な論理的構成物であり、それは論理的に正しい限り不変なものであるからである」といつている。

さて、以上の事が精密法則に関して正しいとするならば、これより一つの重要な考察を導き出すことができよう。それは精密法則の論理的普遍妥当性とその内容についての質的(歴史的)特殊性の關係の問題である。前述のごとく精密法則の普遍妥当性は論理的なものである。それ故にその内容が歴史において時間空間を超越して一般的であることはその普遍性といかなる關係をも有するものではない。もちろん経済学の諸法則の中には、この意味でその内容のより一般的或いはより抽象的なものから、より特殊或いはより具体的ななものへと、その内容の一般性、抽象性の程度は異なるものがある。理論的研究や特に政策論者によって理論の現実接近が考えられるのはこのことを証することに外ならない。然し精密法則の普遍妥当性にはかかる内容の一般性、抽象性の分子に含まれていないとすれば、いかに特殊な仮定的条件の下にいかに特殊な含意が確立され、従って内容的に、歴史的、質的な精密法則であっても、それは右に規定された厳密な意味において精密法則でありうることになるのである。精密法則の妥当性について、論理的形式性と内容が分離されることがよって、却つていかなる特殊な条件の下においてであろうと、その下に斯々のことが必然的に生起せざるを得ないことが

論理的に確証される限り、精密法則として確立されうる可能性があるのである。然しこの点の考察はメンガー等においても明らかではなく、否むしる右の論理的普遍性と内容的な一般性は同一視されているように思われる。少なくとも結果的にはそうである。特に彼らが経済理論の中核としていられる稀少性原理に示されていることと、き経済人、より適切には経済人なるもの一般を、精密法則の確立を可能ならしめる「正に最も単純なるが故に厳密に定型的と考えられねばならない要素」としていることは、超時間・空間的精密法則を導き出したのである。このこと自体は論理的に誤謬ではないが、歴史的精密法則の可能性、すなわち精密法則のもちうる歴史性を見失う危険を含んでいる。もちろんかかる法則が経済学的研究にとっていかなる意義を有するかは全く別の問題であつて、ここではこの点については論じない。

所で精密法則は何故に經驗的妥当性を求めず、又求め得ず、単に論理的整合性に基づく論理的妥当性のみを要求するのであるか。これには既述の実験の可能、不可能ということ、又それと関連して經驗的現実と認識対象の分離ということが重要な關係をもっている。然しより根本的には經驗的現実を、前述するミルとは対照的に、ケイオスと見る觀念に基づいているのである。直接的に与えられた現実「見通し難い多様性」である。試みに一つの対象物を考えてみよう。色あり形あり重さあり堅さあり味覚あり、諸々の自然科学的研究の対象となり得る。又経済学的、法律学的等々のそれともなれば、

経済学における精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性

芸術的、倫理的、或いは宗教的对象物ともなることができる。一粒の米と雖もこれをその完全な經驗的現実体として把握することは、思考の錯綜なしには不可能なことである。それ故に合理的思考による科学的認識はすべて經驗的現実の一面(一部分ではない)の認識である。認識対象は經驗対象とおのずから分離されざるを得ない。M・ウェーバー的にいえば、混沌たる經驗的現実を一定の価値観点から思维的に整理することが科学的認識の本質である。現実を齊一的なコスモスと見るものにとっては、認識の問題はこの現実の齊一性を摸写すること、そしてその認識の正しさを現実との一致に求めるといふことである。これに対して現実を多様なケイオスと見るものにとっては認識はすべて一面的であり、それは合理的図式の構成を意味し、この図式の經驗的現実との一致を求めるときにはナンセンスであり、論理的矛盾を犯すことである。「国民経済の精密理論を完全な經驗によつて吟味することは全く方法的な背理」と考えざるをえないのである。かくして精密法則は思维の合理的構成物としてそれ自体の論理的統一性、整合性による論理的妥当性のみを要求されるものとなるのである。そしてこれは又それ自体としては一貫した立場を示すものといふことができる。

(注1) 以下第二節の精密法則に関する論議は拙稿「経済法則の論理的性格及びその妥当性に関する若干の考察」(三田学会雑誌、第四十六巻、第五号)の論議と相補われるべきものである。

(註2) J. S. Mill, A System of Logic, Book VI, Ch. III, cf.

(註3) 認識対象と経験対象の區別については、ウ・リッマンルが

ウ・リッマンルとウ・メンガーの著作を挙げて示してゐる所の論議を参照せよ。 (G. Ritzel, Schmoller versus Menger, Eine Analyse des Methodenstreits in Hinblick auf den Historismus in der Nationalökonomie, S. 101-2)

(註4) S. Schoeffler, The Failures of Economics: A Di-agnostic Study, pp. 50-1, cf.

(註5) C. Menger, Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften, und der politischen Oekonomie insbesondere, S. 40.

(註6) もつた入りのことは精密法則の経験との関連については重要視されるべきことである。ウ・リッマンルも前掲書において示してゐる。

(註7) かかる主張は例へば M. Friedman, Essays in Positive Economics, pp. 10-1, などを参照せよ。

(註8) C. Menger, a. a. O., S. 40.

(註9) L. Robbins, The Nature and Significance of Economic Science, p. 79, 116.

(註10) G. Ritzel, a. a. O., S. 111.

(註11) 例へば E. R. Walker, From Economic Theory to

Policy, cf.

(註12) C. Menger, a. a. O., S. 41.

(註13) 拙稿「経済理論の歴史性」(三田学会雑誌、第四十九巻、第九号)参照された。

(註14) この観念はカントの概念構成論の基本的観念の一つである。M・ヴェーバー等によつても明らかである。D. Henrich, Die Einheit der Wissenschaftslehre, Max Webers, SS. 9-16. を参照せよ。

(註15) C. Menger, a. a. O., S. 54.

(註16) このことは「ロビンズ」によつても鋭く指摘された所である。op. cit., pp. 73-4.

三、精密法則の現実適用可能性

前節で明らかにしたごとく、精密法則は仮定と含意を含む論理的に整合的な仮説的図式である。これに対して法則が現実の齊一性を意味するならば、この法則の発見はそれ自体が現実の解明であるが故に、更めてこの法則をもつて現実を説明するときとは副次的事柄であり、むしろ法則の意義は経験的現実における将来の予測に求められるであろう。然るに仮説的図式としての精密法則はそれ自体は現実の説明ではありえず、又単に論理的妥当性のみが求められるとするならば、経験科学の精密法則としては、かかる法則は一体何の為に求められねばならぬかが問われなければならない。然しこ

れに対する解答は我々が何に関心をもつか、何を科学の究極的目標と考えるかによって決定される。O・メンガーのごとく理論的認識、歴史的認識及び政策的認識の相互の独立性を主張し、みずからは理論的認識に最大の関心をもつものにとつては、精密法則における諸現象の本質と定型的相互連関の確立はそれ自体自己目的と考えられるであろう。又M・ウェーバーのごとく、個性的な歴史的個物の理解を究極目的と考えるものにとつては、精密法則の樹立はこの目的に対する手段でしかないであろう。或いは又政策論者にとつては、それは将来的予測の手段に過ぎないであろう。然しながらミルにおけるごとく、それ自体が現実の説明という意味を有していない精密法則の確立は、理論の遊戯に満足しない限りは、なんらかの意味で手段的なものと考へざるを得ない。精密法則をもつて現実の理解と予測の手段と見做す考へ方は現代の経済学者の一般の見解と考へてよいであろう。若しそういうことができるならば、元来手段は目的に對してのみ意味をもつものである故に、手段としての精密法則について要求されるべきことは、現実の理解と予測という目的に對するその有用性、適合性である。この有用性、適合性なるものを更に仮説的図式としての精密法則に即して考察してみよう。既述のごとくかかる法則の確立を要求せしめた根底にはケイオスとしての現実観が存していた。直接経験の現実をかく見る限りその摸写のときは無意味であり、現実の認識とはその思维的整理と考へられ、更にこの為には整理用具の構成が必要となり、精密法則はその一つの用

経済学における精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性

性に基つき、その現実との関連においては、その現実への適用可能性が問題となるのである。^(注17) 然らば次の問題は精密法則がいかにして現実適用しうるかということである。「或る特定の状態の説明への精密法則の適用可能性はその状態において前提された諸要素が存在していることに依存している」^(注18) 或いは同じことであるが、「一定の状態への理論の適用可能性はその諸概念が現実的にその状態において作用している諸力を反映する程度に依存している」^(注19) というL・ロビンズの説明はきわめて簡明にこの間の事情を説明していると思う。仮定と含意の論理的に整合的な構成物たる精密法則によって或る与えられた現実の状態が説明される為には、この構成物の諸概念、特にその仮定的条件がその状態において対応関係を有するものであることが必要である。その限りにおいてその法則はその現実に対して説明価値、即ち有用性をもちうるのである。ここで注意すべきことは、この法則の説明価値は与えられた現実の状態に相対的にのみ決定されるものであるということである。或る法則は或る現実の状態に対しては適用が可能であり、有用であっても、他の状態に対しては然らざることがありうるであろう。逆に或る状態は或る法則に対してはその現実適用を可能ならしめるとしても、他の法則に対しては然らざることがありうるであろう。精密法則はその妥当性に関しては、個々の現実の状態に無関係に、論理的に普遍妥当性を求める。然しその現実適用可能性は常に与えられた個々の状態との関係においてのみこれを求めなければならぬ。論理的に普遍妥当

なる法則は必ずしも現実適用可能ではない、然し逆のこと、すなわち論理的に普遍妥当ならざるものが現実適用可能であるということとは不合理である。我々はこの二つの性質が相互に全く異なるものであることを知ると共に、経験科学の精密法則として意味あるものを求める為には、この二つのものが相補的でなければならず、普遍妥当性はその必要条件であり、現実適用可能性はその充分条件であるといえるのである。

更にこの法則の現実適用可能性について考慮すべきことは前述せる所の論理的普遍性と内容的区別に関する問題であり、この考察はやがて法則の現実適用の仕方の解明に導くであろう。或る法則を与えられた現実適用してこの現実を説明しようとするに当たってこの法則の、その現実へのより一層の接近が行われる。それは例えばその法則の諸仮定の具体化、特殊化という形において、或いはその修正、或いは又補足的条件の追加という形において行われる。説明されるべき、与えられた現実の状態が複雑なものとなればなる程、かかる法則の現実接近が不可避的である。而して既述のごとくかかる手続自体は正当な事柄ではあるけれども、これによって歴史的、質的精密法則の可能性と必要性を見失うことは反省されるべき問題である。というのは今ここに考察している法則の現実適用の仕方に関連してくるのであるが、先ず右のような手続きによって現実への接近がなされ、それによって与えられた現実が説明されるという場合には、個々の与えられた現実の状態は一般的な法則の特殊事例と

して説明されるということの意味している。個別的具体的現実の諸状態は一般的なものの類例となり、かかるものとして明らかになるのである。例えば或る現実に起った景気変動を、それがいかにして生起し、それが斯々の過程をたどったのは何故であるかを説明すべく或る法則によってこれを解明するがごときである。

通常近代理論家が理論を現実説明の用具と見做し、これをもってその説明をなそうとする仕方は右のごとくである。然しながら元来この精密法則は現実の一面を一面的に抽象化して確立されるものである。それ故にかかる法則の経験的妥当性を求めることは不合理と考えられたのであるが、このことは右のような現実適用の仕方においては、個々の具体的現実はこの法則の類例としては説明し尽くせないものであることを示す。法則の右のごとき適用によって説明されるものは、それ自体又現実の一面面に過ぎないが、個々の具体的現実とは逆にそれをその一面として含む全体であり、このようなものとしてこの、あの、具体的現象なのである。

現実の状態が相矛盾する要素の錯綜として複雑化すればする程、否單にそれだけではなく、その状態が正にその個性的意義において問題とされるならば、それは右のごとき法則の適用の仕方によっては説明しつくされえない歴史的個体(M・ウェーバーの意味において)である。その時かかる個体の理解を可能にする法則の現実適用の仕方は以上のものとは根本的に異なるものとならざるを得ない。それはウェーバーによって示されたごとく、いわゆる理念型(ここ

経済学における精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性

という精密法則はこれに含まれる)による個性的現実の理解の方法であって、それは理念型を考察の規準として個々の具体的現実を考察し、それによってその現実の個性を浮き立たせるといった適用の方法である。前の方法は、法則によって直接に個々の現実を説明し、この個々の現実を法則の類例とすることによってその法則のその現実に対する説明価値が見出されるのに対して、後の方法は個々の現実の正にその個性を明らかにせんが為の規準として法則を求めるのであって、従ってこれに対してはいわゆる索出的価値が問われるのである。^(注20) かくのごとく二つの現実適用の仕方は原理的に全く異なるものであって、我々が与えられた個々の現実の個性をより深く認識しようとするならば、ウェーバー的適用の仕方を選ばざるを得ないのであり、それに応じて、理論、法則そのものも又、前にその存在の可能性を示した所の、歴史的精密法則へと深まらなければならぬのである。

以上のすべての論議を通じて明らかにしようとした根本思想は次のごとく要約されうる。すなわち、(一)ミルの精密法則に関しては……コスモスとしての現実観—経験対象と認識対象の同一視—現実の齊一性としての精密法則—その精密法則の経験的検証及び経験的妥当性の要求。これらの一連の思想は、それ自体としては矛盾のない一つの立場を構成する。この際法則の論理的妥当性はもちろん前提されているが、その現実への適用性はそれに本質的屬性ではなく、経験的現実についての将来的予測の機能が問題となることが注意される

べきである。(二)メンガールの精密法則に関しては……ケイオスとしての現実観—経験対象と認識対象の分離—思惟の合理的構成物としての精密法則—その精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性の要求(その経験的妥当性の拒否)。この一連の思想も又それ自体は統一的な一つの立場を示すものである。これら二つの立場は全く異質的な認識論的立場に立脚しており、それより各々における精密法則の本性及び機能が又全く異なったものとなるのである。

さてこのような認識に基づいてここにM・フリードマンの方法論的主張を批判的に検討してみよう。ここに彼の主張を考察の対象とするゆえんは、その論議が最近の経済理論の方法論的基礎を、少なくともその一面を代表していると思われるからである。先ず彼は理論即ち仮説というものをいかなるものと規定しているか。彼によれば理論は「二つの要素の複雑な混合物」である、すなわちその一つは「体系的な組織化された推理方法」を助長せんとする言葉「language」であり、「現実の世界」よりも単純な、そしてその仮説が重要であると主張する諸力のみを含んでいる概念的な世界或いは抽象的模型」であって、その限り「一連の同義反復」である。そしてその機能は「経験的素材を組織化し、その理解を容易にする為の整理体系 *ling system* として役立つこと」である。又かかるものとしての理論の妥当性は「形式論理学の規範」によって、それが「完全且つ整合的」であるかどうか依存し、更にそれが有意味な仮説であるかどうかは、換言すれば、「特定の具体的問題を分析する

に当って有用かどうか」は事実に依存している。次に理論を構成する第二の要素は「複雑な現実の本質的特徴を抽象せんとする実質的仮説群である」。その機能は「それが説明しようとしている現象に対して予測をなす」ことであり、従ってその妥当性は「その予測と経験との比較」によってのみ決定される。さてこのようなフリードマンの理論すなわち仮説の本質、機能及び妥当性の考え方は我々の既述のそれと対応させて考えれば、彼の「言葉」としての仮説——形式論理的妥当性と現実説明に対する有用性をもつ——は我々がメンガールの精密法則と名づけたものに、又彼の実質的仮説としての理論——経験的妥当性をもつ——は我々がミルの精密法則と呼んだ所のものに、一応対応することは明らかであろう。そこで我々として問わねばならぬことは、彼においてこの二つの要素としての理論の関係はいかに考えられているかということである。彼はこれについてなら明確な分析的説明をなしていない。一つの全理論体系がこれら二つの異質的な仮説の混合体と見るのか、或いは同一の理論がこれら二つのものとして見られるのであるか、然しかなる意味に解するにせよ、彼においてこれら二つの要素は矛盾なく一つの体系を構成すると考えられているということは明らかであり、従って我々の用語をもってすれば一つの理論は、論理的妥当性、現実適用可能性及び経験的妥当性を同時に充たすべきものと考えられている。我々の既述の論議からすればいかにしてかかることが可能であり又必要であるかを問わざるをえない。

特にこの二つの法則の認識論的基礎を探索すれば、矛盾なしにはこの統合は不可能のごとく思われる。若しそれが可能であるとすれば、それは一体いかなる認識論的基礎に立つのであるか。この問題は彼において全く問われていないのである。近代理論は一定の仮定とそれに基づく含意の論理的、数学的に一義的な理論模型である。純粋理論家にとってはそれらの仮定がいかなる経験的現実に対応するものであるかということも二次的問題とされる。他方かかる理論の経験的検証が重要視されているのであるが、ここにおいて我々は右のフリードマンに対する疑問に撞着せざるを得ない。更にそれは認識論的問題に対する解答を迫るのみならず、又ここで経験的検証がいかなる、又いかなる程度の、意味をもつものであるかという方法論的問題に答えなければならぬ。すなわちフリードマンのいうように理論による予測と経験との一致によってその理論の妥当性が示されたことになるのであろうか。彼自身はこれに対して、「事実的証拠なるものは決して仮説を証明 *proove* することはできず、唯それを「反駁 *disprove*」することができないだけである」という。すなわち理論的予測と経験的事実の一致はその理論の正しさを証明したことにはならず、ただ誤謬ではないことを証明したに過ぎないというのである。然しこのような消極的な証明さえも可能なのであろうか。或る限定された仮定に立って推論された帰結が直接経験の事実と一致したという事は、その理論の主張する主要な諸力の結果であるのか、或いは全く他の諸力の結果であるかは全く不決

経済学における精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性

定の問題である。もしこの他の諸力の作用がなかったならば理論的予測は経験的事実と一致しなかったかもしれないのである。従ってかかる一致、不一致は理論の妥当性に関しては何事をも証しえないのではないか。メンガールの精密法則の主張の基礎はここにあるのである。それは兎も角として、フリードマンが経験的検証についてのみずからの消極的発言にもかかわらず、尙この検証の重要性を認め、実質的仮説の妥当性をこのような一致に求める背後には、いわゆる「統制された実験」の可能性か否かは実際には単にその統制される程度の差に過ぎず、いわゆる自然科学と社会科学を原理的に区別するものではないという思想があるのである。成程この主張自体は認められるであろう。然しもしそうであるならば、そしてもしより完全に統制された実験によって、或る経済理論がフリードマンの意味において検証され、経験的妥当性(この経験的とは直接経験的という意味ではなく、実験における事実的という意味である)が認められたとしても、それ故にその仮説によって直接経験の現実において経済的予測をなす為には一つの飛躍がなされねばならない。すなわち直接経験の現実において我々の経験現象は封鎖体系であるのか、或いは開放体系であるのかという前述のシェフラーの問題が考えられなければならない。そしてもしそれがシェフラーのいうように後者であるならば経験的現実におけるその仮説による予測というものは重大な制限をこうむらざるを得ないのである。

最後に彼によって提起されたもう一つの問題、すなわち仮説とい

うものはその「仮定の現実性」によって検証され得ないという主張について検討しよう。彼によれば一つの仮説の妥当性はその仮定が「記述的に正確な現実の表現」であるか否か(例えば完全競争の仮定と不完全競争のそれとを比較してみよ)によって決定されるものではなく、前述のごとく予測と経験の一致によって決定されるという。そして理論の仮定というものは「理論が妥当する環境を明記する specific ことに使用される」べきであって、決してそれを「決定する determining」べく使用されてはならないという。このような主張がなされるのは、彼がここで不完全に統制された実験、半ば直接経験の現実における検証を考えていることによるのである。我々は既に理論の仮定と現実との対応の問題を、精密法則の現実適用可能性の問題において論じたが、彼の問題は理論の経験的妥当性に関するものであることも注意されるべきであろう。何となれば、かかる経験的妥当性を問題とす故にこそ、或いはより完全な実験が可能であるとしても尙直接経験の現実における妥当性を問題とする故にこそ、理論の仮定は理論の妥当する環境を「決定する」のではなく、又非現実的な仮定によっても、尙有効に「作用しうる workable」仮説がありうると思えられているのである。以上の彼の主張に対して、先ず理論の仮定は「記述的に現実的」であるを要しないという主張は容認しうるであろう。又仮定の現実性によってのみ、その理論の経験的妥当性を決定しえないという主張も、かかる妥当性を認める限り容認されうる所である。然し或る理論がより *strong*

Kahe なるもの、すなわちその予測と経験がより一層一致するものであるという事は、既にその仮定がその経験的現実とより一層相応している事、その意味でより一層現実的であることを示すものではないであろうか。全く架空の仮定からいかにして有意義な経験的妥当性のある仮説が樹立しうるであろうか。要するに彼の主張の批判されるべき点、曖昧なる点はすべて彼が二つの精密法則の原理的区別をなさず、半ば統制され、半ば直接経験される現実の経験的妥当性を問題とした所にあるように思うのである。

(注17) L. Robbins, op. cit., pp. 116-7.

(注18) L. Robbins, op. cit., p. 79.

(注19) L. Robbins, op. cit., p. 117.

(注20) M. Weber, Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis.

(注21) 以下の M. フリードマンに対する批判的考察は彼の前掲書 *The Methodology of Positive Economics* における主張に対するものである。

四、精密法則の限界

我々は以上の論議の認識論的基礎、その論理的本性、機能及び妥当性と適用可能性を説明し、これによって若干の現代的問題点に批判的考察をなした。最後に問われるべきことはこれらの精密法則は

それ自体に限界をもつものではないか、すなわちより広い視野に立って、この法則の法則一般における位置づけをなすこと、これによってこれらの精密法則のより根本的な性格を把握することである。

先ず既に詳論したごとく、メンガーの精密法則はそれが前提する仮定を明確にする。この仮定はその法則の現実適用に当って、与えられた或る現実の状態に対して現実的でなければならぬ、すなわちそれがいかなる内容をもつかが重要な考慮の対象となる。然しこの精密法則の確立に当って、この仮定の選択は応々にして、特に純粹理論家の立場においては、多分に恣意性を含んでいる——もちろんこれはこの精密法則に本質的なことではないが(後述)。というのはいかなる仮定がとられるにせよ、この仮定の上に矛盾なき含意の体系が構成されるならば、論理的に妥当な精密法則は樹立されうるのであり、而も純粹理論家にとっては、その法則の現実適用は二次的なものと考えられるからであり、より根本的にはこの精密法則自体は現実認識ではないからである。更に又仮定と含意とは論理的に必然的に結びついて一つの自己完結的な法則体系が成立するのであるから、仮定が異なれば必然的にその含意も異なり、一つの仮定——含意の自己完結的体系は他の仮定——含意のそれと全く断絶し、これらを媒介するものは何もないことになるのである。多数の、而も斯々にして恣意的な仮定——含意の体系が相並存し、斯くなれば斯々であり、然るならば然りというような事態をもたらし、単にかか

ものであっても、理論の遊戯化を結果する危険があるのである。而してこれを免れるものは、その現実適用と、経験的直観に基づく仮定の選択以外にはない。ここで後者について更に考察してみよう。精密法則の仮定の選択は元来決して単に観念的恣意的なものではない。それは O・メンガー、L・ロビンズ、M・フリードマン等によっても強調されている所である。いかなる仮定が設定されるかは、研究者自身の経験的直観による。精密理論をして、直観なき概念体系として空虚たらしめないものは、この直観に外ならない。或る研究者による新たな仮定の設定は、結果から見ても、いかに平凡なる当然なことと思われようとも、この設定の能力は論理的整合的思考能力とは独立の、それに劣ることのない重要性を全理論構成において有しているものである。そのことは経済学の発展における革命的業績に如実に示されている所である。革命的創造者の偉大なる現実直観が新たな理論を創り出すと(その体系は応々論理的には非整合的である)、その同じ直観の上に立って多くのエビゴーンの論理的整理と加工がなされるといふのが学説史上の真実のごとく思われる。所でこのような仮定の選択における研究者の経験的直観とは、研究者自身の、みずからおかれてはいる歴史的状况に対する深い洞察を意味するものであって、精密理論の確立においてもそれによって我々は現実界と主体的に相交わることとなるのである。直観というものを、もって単に盲目的なものと考え、これを蔑視するものは、直観の深さを理解せず、主体的に現実界において働き且つこれと相交わる

ことの理論構成における意義を解せざるものといわねばならない。我々の思考というものも単に観念的思考として現実と独立にあるものではなく、それ自体が本来現実における主体的行為なのである。或る仮定を設定し、そこに或る精密法則を樹立するということは、この構成者がおかれている現実が彼を通じてみずから明らかになるということに外ならないのである。分別悟性の立場にあるものは、直観と概念、思考と行為等の区別に踰越する。然し現実に理論の建設に当って示されているものは右のごとき行為的思考以外のものではないのである。思考といい、行為といい、各々独立に現存するのではない。思考なき行為は動物的或いは自然的活動に過ぎず、行為なき思考は論理の空転を意味する。真実にあるものは思惟的に行為し、行為的に思考する、正に人間の行為のみである。精密法則と雖も本来かかる行為的思考によってのみ確立されるものである。唯その行為性(主体性)を極小化することによって純粹思考(純粹理論)なるものがあるかのごとく考えられるに過ぎないのである。然しかくのごとくいっても尙行為的思考と思惟的行為とは同一ではないし、行為的思考についても尙その行為性(主体性)を中心として諸々の段階が区別されるであろう。精密法則も行為的思考によって成立されるものであるが、それは認識対象(それは經驗対象と同一視されようと、区別されようとそれにかかわりなく)に対する第三者的認識、或いは観照的認識として成立する。現実の外からこれを見、動くものを固定せしめて見る認識^(注22)——而もこの認識自体は

現実そのものの働きを意味する実存的事実である所の——いわゆる対象認識、いわゆる科学一般の認識なのである。現実はその自体のうち自己を否定するものを含むものとして真に現実である故に、第三者的認識というものもそれは誤謬を意味するものではなく、現実の不可欠な一契機でさえあるのである。唯、かかる立場を絶対化するところに誤謬があるのである。科学的認識そのものはなら否定されるべきものではなく、ただ認識論上の主知主義(第三者的認識を絶対化するもの)が批判されなければならないのである。科学的認識をもって唯一の、万能な認識と信じている或いは暗黙に前提している科学者のドグマが克服されなければならないのである。我々がそこから生まれ、現にそこで働き、そこへ死に行く現実、本来この第三者的乃至観照的な対象認識の対象としてあるのではない。それは根本的に我々の生の行為的体験の世界である。体験などといえは盲目的、或いは認識以前と考えるのは、既に第三者的にものを考えるからである。いかなる自然のものとも、人間の行為的交渉の場においてあるものであって、単に認識の対象としてあるのではない。それは我々が肉体的、精神的存在として自然に働きかけ、人間と人間が相交わる場としていわゆる実存的現実である。精密理論の内容はかかる現実を抽象化し固定化したものにほかならない。それ故にその概念も、法則も、客観性というものも抽象的である。然しながら、我々は行為によってものを作り、その作られたものに自己を客観化することによって自己を自覚するのである。自覚とは

単に自己が自己を見るところという主観的なものではなくして、行為によって客観界に自己を見出すことに基づいているものである。動物は真に客観的にもを作らない故に自覚することができないのである。我々の自覚とは実存的現実そのものの自己認識なのである。かくしてこの実存的現実そのものが自己を明らかにする所において、この現実を規定する論理が解明されねばならぬ。この論理は之をもって現実を説明し理解する論理ではなくして、この現実そのものの実存形式にほかならない。かかる形式の一つとしてこの現実の実存的法則というものを考えることができる。

いわゆる弁証法とはかかる次元において考えられるものなのである。かかる法則は我々の生死の場であるこの現実の法則である。前述の經驗的現実すなわち認識対象と考えるミルの法則も現実法則ではあるが、それは認識対象としての現実の法則であるのに対して、この法則は我々の思考すること、行為すること自体がこの法則の一契機となっているものである。認識の正しさは実践のみがこれを証明するなどといわれるのは、この故である。そこでは我々の認識と

いうものも我という窓を通して、我のおいてある現実を映し且つ表明することを意味するのであるが、いわゆる經驗論的模写とは根本的にその性質を異にしている。又そこでは法則の必然性というものも常に偶然のなかにおいて自己を示す。精密法則の必然性は偶然を排除する。仮定と含意の論理的整合的論理は論理的矛盾以外に偶然を容れる余地はない。然し前者においては必然と偶然は絶えざる交

経済学における精密法則の論理的妥当性と現実適用可能性

渉の中におかれている。それ故に又両者の関係ということが問題となるのである。人はかかる法則を科学的法則と称しないかも知れない。然しそれは命名の問題に過ぎない、その実自体は常に厳存しており、精密法則の抽象性を克服するものとしてあるのである。

我々は以上において素描されたごとき実存的現実、行為的自覚、実存的法則、その必然性等々の諸観念を成立せしめる次元に立つことによつて、かかる次元に立つ一つの思想であるマルキシズムと初めて対決することができるのである。マルキシズムは明らかにかかる次元において考えられるべき一つの思想である。然しそれはその次元における唯一の思想ではない。いわゆる近代経済学或いはM・ウェーバーとマルクス経済学、マルキシズムの対決は同一の次元に立つ相異なる立場と主張の間の対決ではなくして、次元そのものの相違による対決なのである。それはそれとしてこの同一次元においてマルキシズムと対決するという道こそ思考されなければならないように思われるのである。^(注23)

(注22) F. Geiger, *Ideologie und Wahrheit, Eine Soziologische Kritik des Denkens*, における「理論的即ち認識現実」と「実存的現実」の相違に関する論議を参照されたし。

(注23) 第四節に述べられた実存的現実結びついた一連の思想はマルキシズムの検討に関連して別の機会に詳論する。